

茨木市多世代近居・同居支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市外在住の者のうち、多世代が市内で、近居又は同居するため住宅を取得するもの及び同居するため住宅のリフォーム工事を行うものに対し、市が補助金を交付することによりそれぞれの世代が支えあって暮らせるまちづくりを促進し、もって本市への定住を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 近居 市内に存する別の住宅に居住することをいう。
- (2) 同居 市内に存する同一の住宅に居住することをいう。
- (3) 子育て世帯 義務教育終了前の子ども及び当該子どもの親権を行う者を構成員に含む世帯又は子どもを出産する予定であることが母子健康手帳等で確認でき、当該出産する子どもと同居する予定である者を構成員に含む世帯をいう。
- (4) 若年世帯 世帯を構成する世帯主及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者として市長が認めた者を含む。以下この号及び第6号において同じ。）のいずれもが第7の申請の日（第4において「申請日」という。）において40歳未満である世帯（当該世帯主及びその配偶者以外の世帯の構成員を有する場合を含む。）をいう。
- (5) 子世帯 子育て世帯及び若年世帯をいう。
- (6) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (7) 親等 子の父母又は祖父母をいう。
- (8) リフォーム工事 住宅の機能向上のために行う修繕、改築、増築、模様替え、補修、改造又は設備改善のための工事をいう。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 子世帯及び親等が近居又は同居するため、市内の住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築され、子又は親等のいずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記されているものに限る。次号及び第4において「市内住宅」という。）を取得（平成29年4月1日以降に新築又は購入の契約を締結したのものに限る。第4及び第7において同じ。）する事業（以下「多世代近居・同居支援住宅取得事業」という。）
- (2) 子世帯及び親等が同居するため、次の各号のいずれにも該当する市内住宅のリ

リフォーム工事を行う事業（以下「多世代同居支援リフォーム事業」という。）

ア 子又は親等が平成29年4月1日以降に契約を締結したものであること。

イ 市内の事業者（支店又は営業所を含む。）が行うものであること。

ウ 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われたものであること。

エ 第5第2項各号に掲げる補助対象経費の合計額が100,000円以上のものであること。

（補助対象者）

第4 多世代近居・同居支援住宅取得事業の補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する子又は親等とする。

(1) 申請日において、次のいずれかに該当すること。

ア 親等が継続して1年以上市内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。以下同じ。）しており、かつ、子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）又は子のいずれかが継続して1年以上市外に居住した後に、市内住宅の取得を行い、転入（当該子世帯の構成員の保育所、幼稚園等への入所若しくは入園又は小学校若しくは中学校への就学のため、市内住宅の取得に係る契約後に市内に転入し、転入後6か月以内に当該市内住宅に転居する場合を含む。次号において同じ。）（転入の届出を行っているものに限る。第4において同じ。）していること。

イ 子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）又は子のいずれかが継続して1年以上市内に居住しており、かつ、親等が継続して1年以上市外に居住した後に、市内住宅の取得を行い、転入していること。

(2) 近居の場合にあっては、申請日において、継続して1年以上市外に居住した後に転入した子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）又は親等が、当該補助の対象となる市内住宅に居住していること。

(3) 同居の場合にあっては、申請日において、子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）及び親等が当該補助の対象となる市内住宅に同居していること。

(4) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、納期限が到来している市税を完納していること。

(5) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、当該補助の対象となる市内住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。

(6) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 多世代同居支援リフォーム事業の補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する子又は親等とする。

(1) 申請日において、次のいずれかに該当すること。

ア 親等が継続して1年以上市内に居住しており、かつ、子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）又は子のいずれかが継続して1年以上市外に居住した後、平成29年4月1日以降に転入（当該子世帯の構成員の保育所、幼稚園等への入所若しくは入園又は小学校若しくは中学校への就学のため、市内住宅のリフォームに係る契約後に市内に転入し、転入後6か月以内に当該市内住宅に転居する場合を含む。第7第2項において同じ。）していること。

イ 子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）又は子のいずれかが継続して1年以上市内に居住しており、かつ、親等が継続して1年以上市外に居住した後、平成29年4月1日以降に転入していること。

(2) 申請日において、子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）及び親等が当該補助の対象となる市内住宅に同居していること。

(3) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、納期限が到来している市税を完納していること。

(4) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、当該補助の対象となる市内住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。

(5) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象経費）

第5 多世代近居・同居支援住宅取得事業の補助の対象となる経費は、住宅の新築工事又は購入に要する経費（補助金の交付を受けるものが消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）とする。

2 多世代同居支援リフォーム事業の補助の対象となる経費は、次に掲げる工事に要する経費（補助金の交付を受けるものが消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）とする。

- (1) 当該子世帯又は親等が居住するための部分の増築、改築等工事
 - (2) 屋根、雨樋、柱及び外壁の修繕、塗装等の外装工事
 - (3) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
 - (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
 - (5) 電気、ガス等の設備工事
 - (6) トイレ、風呂、キッチン等の水周り改修等の給排水工事
 - (7) その他市長が必要と認める工事
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに要する経費は、多世代同居支援リフォーム事業の補助の対象としない。
- (1) 門、塀等の外構工事
 - (2) 家具、家庭用電気機械器具、カーテン、テーブルコンロその他の移動又は取外しが可能な製品の購入及び設置
 - (3) 住宅と別棟の車庫、物置、納屋等の購入及び設置
 - (4) 国又は地方公共団体（本市を含む。）から他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の対象となった部分の工事
 - (5) その他市長が適当でないと認めるもの
（補助金額）
- 第6 多世代近居・同居支援住宅取得事業に対する補助額は、300,000円又は第5第1項に定める補助対象経費の合計額に10分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。
- 2 多世代同居支援リフォーム事業に対する補助額は、300,000円又は第5第2項各号に掲げる補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。
- 3 前2項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（補助金の交付申請）
- 第7 多世代近居・同居支援住宅取得事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該取得した住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の完了日の翌日から起算して1年以内に、茨木市多世代近居・同居支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 戸籍全部事項証明書その他の子と親等の関係を証明できる書類
 - (2) 戸籍の附票の写し、住民票除票の写しその他の市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる書類
 - (3) 取得した住宅の登記記録の全部事項証明書
 - (4) 取得した住宅の工事請負契約書又は売買契約書の原本
 - (5) 子育て世帯に該当する場合で、子どもを出産する予定であるとき（義務教育終

了前の子どもがあるときを除く。)は、母子健康手帳の原本又は出産予定であることが分かる書類

(6) 市税の滞納がないことを証明する書類

(7) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱(平成25年4月1日実施)に規定する誓約書

(8) その他市長が必要と認めるもの

2 多世代同居支援リフォーム事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、転入日の翌日から起算して1年以内に、茨木市多世代近居・同居支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 戸籍全部事項証明書その他の子と親等の関係を証明できる書類

(2) 戸籍の附票の写し、住民票除票の写しその他の市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる書類

(3) リフォーム工事を行った住宅の登記記録の全部事項証明書

(4) リフォーム工事の契約書及び領収書の原本

(5) 平面図、立面図その他のリフォーム工事の内容が確認できる書類

(6) リフォーム工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真その他当該状態が確認できるもの

(7) 子育て世帯に該当する場合で、子どもを出産する予定であるとき(義務教育終了前の子どもがあるときを除く。)は、母子健康手帳の原本又は出産予定であることが分かる書類

(8) 市税の滞納がないことを証明する書類

(9) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱に規定する誓約書

(10) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、第1項各号又は前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市多世代近居・同居支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 前項の規定による審査により、補助金の不承認を決定したときは、申請者に対し、茨木市多世代近居・同居支援事業補助金不承認決定通知書(様式第3号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第9 第8第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者は、茨木市多世代近居・

同居支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（変更の届出）

第11 補助金の交付を受けた者は、当該子世帯の構成員及び親等が第8第1項の規定による補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに転居等し、補助の対象となった住宅に居住しなくなった場合には、その旨を茨木市多世代近居・同居支援事業補助金変更届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（証拠書類の整備）

第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の証拠書類の提出の指示があったときは、当該証拠書類を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第13 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び証拠書類を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第14 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 当該子世帯の構成員及び親等が第8第1項の規定による補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに転居等し、補助の対象となった住宅に居住しなくなったとき（療養、転勤又は通学のために転居する場合その他の市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除く。）。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年5月22日から実施し、令和8年4月1日から適用する。

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名

㊞

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市多世代近居・同居支援事業補助金交付申請書

茨木市多世代近居・同居支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

- 多世代近居・同居支援住宅取得事業
- 多世代同居支援リフォーム事業

2 子世帯

（フリガナ） 氏 名	続柄 年齢	生年月日	（フリガナ） 氏 名	続柄 年齢	生年月日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
現住所（〒 — ）					
転入前住所（〒 — ）					

3 親等

（フリガナ） 氏 名	子世帯の世帯 主との続柄 年齢	生年月日	（フリガナ） 氏 名	子世帯の世帯 主との続柄 年齢	生年月日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
現住所（〒 — ）					
転入前住所（〒 — ）					

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市多世代近居・同居支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市多世代近居・同居支援事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市多世代近居・同居支援事業補助金不承認決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市多世代近居・同居支援事業補助金について、次の理由により不承認と決定したので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市多世代近居・同居支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定のあった茨木市多世代近居・同居支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

3 支払金口座振替依頼書

金融機関名	銀行・農協・信金・信組 その他（ ）							銀行コード	
支店名	支店・支所							支店コード	
預金種別	普通・当座	←どちらかに ○をしてくだ さい	口座番号						(7桁・右詰)
振込口座 名義	フリガナ								

様式第5号（第11関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

住 所
氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市多世代近居・同居支援事業補助金変更届

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定のあった茨木市多世代近居・同居支援事業補助金について、変更が生じたので次のとおり届け出ます。

1 補助対象事業	<input type="checkbox"/> 多世代近居・同居支援住宅取得事業 <input type="checkbox"/> 多世代同居支援リフォーム事業
2 子世帯と親等が近居又は同居を継続できなくなった理由	
3 転居等する者の氏名、新住所及び連絡先	氏名
	新住所
	連絡先 () —